

平成 27 年度第 2 回鎌倉市自立支援協議会全体会要旨

日 時：平成 28 年 3 月 22 日（火） 10 時から 11 時 20 分まで

場 所：鎌倉市役所 第 3 分庁舎 講堂

出席者：＜全 体 会＞内藤委員（会長）、高野委員、岸川委員、篠田委員、五十嵐委員、
小形委員、國分委員、石井委員、平本委員、
よこすか障害者就業・生活支援センター 後藤氏（丸山委員代理）
＜運 営 会 議＞平塚委員、藤井委員、栗田委員
＜地域生活ナビゲーションセンター＞島田センター長
＜事 務 局＞磯崎部長（挨拶のみ）、安田課長、柴田課長補佐、鈴木担当係長、
石塚職員、伊藤職員、志賀野職員、中村職員

1 議題

(1) 各専門部会の今年度の報告について

ア 就労支援部会

イ 地域生活支援部会

ウ 権利擁護・相談支援部会

・アからウまでの今年度各部会について、資料 1-1、1-2、1-3 及び 1-3 別紙に基づき各部会長より報告。

(2) 平成 28 年度の協議会の見直しについて

ア 要綱改正、手引きについて

事務局より次のとおり説明。

・平成 27 年 8 月に実施した全体会委員アンケートの回答を基に、運営会議で複数回協議を実施し、アンケートの回答にあった「関係機関とのネットワークづくりができていないのではないか」、「自立支援協議会が何を行っているかが分からない」との意見から、要綱・要領の見直しを行った旨を報告。

・「鎌倉市自立支援協議会」から「鎌倉市障害者支援協議会」と名称変更を行い、外部に見えやすい組織とする。

・資料 2-1 のとおり要綱の改正を行うこととする。

・資料 2-3 のとおり、協議会が何を行っているかを説明する資料として手引きを作成し、要領は廃止する。

・こども支援部会の設置を行う。アンケートの回答にこども支援に関する協議する場がないとの意見があり、検討を重ねた結果、設置をしたもの。

・全体会委員と専門部会委員の役割を明確に分ける。

・全体会は、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会等の関係機関等外部に対して必要に応じて意見を提出するという役割を明確化する（資料 2-4 及び 2-4 別紙のとおり）。

イ 全体会及び専門部会の委員について

事務局より次のとおり説明。

- ・全体会委員及び専門部会委員のそれぞれの構成員及び役割、専門部会及び部会長の役割について資料 2－3 手引きに表している旨を説明。

ウ 平成 28 年度のスケジュールについて

事務局より次のとおり説明。

- ・資料 2－5 スケジュール表に基づき、全体会は計 3 回開催の予定であることを説明。新たに協議する案件や予算にからむような案件が発生した際に話し合う場として 10 月に第 2 回を開催する。
- ・委員報償を廃止するため、専門部会の開催回数に制限を設けない。

○全体会委員からの意見

- ・資料 2－1 要綱及び資料 2－3 手引きに記載の障害者支援協議会が関係機関等に対して意見をするという表現について、提言する等の表現に改めた方が良い。

○質疑応答

【質問 1】全体会委員の数の上限は設けないのか。

【回答】数の上限は設けない。

【質問 2】全体会委員は専門部会への傍聴は可能か。内容を把握しないと協議できないため。

【回答】傍聴は可能。

(3) 差別解消法との関わりについて

事務局より資料 3 を用いて平成 28 年 4 月 1 日からの障害者差別解消法開始に伴う市の取り組み状況を次のとおり説明。

- ・市職員が法の趣旨を理解するため、平成 28 年 2 月 29 日に岸川委員が講師となり研修を実施した。
- ・努力義務である対応要領の作成については、職員課と協調して取り組む。
- ・障害者差別解消支援協議会の設置については、自立支援協議会を活用して組織の中に機能を持たせる等の提案を行う。

○質疑応答

【質問】平成 28 年 4 月 1 日の法施行までに、障害者が差別を受けていることを訴える窓口を決めておかないと対応できないのではないのか。また、対応要領の作成について、国の指針に則して行うのか。平成 28 年 4 月 1 日から行わなくてはいけないのではないのか。

【回答】神奈川県相談体制の考え方は、民間事業者が障害を理由とした差別を行った場合、まずは各担当部署に訴えるというもの。担当部署が不明の場合は障害福祉の部署が相談を受けて担当部署に引継ぐ。

今後、神奈川県に対応方針を参考にしながら相談窓口や対応要領に関する詳細を決めていく。庁内の各課にも周知する。

○全体会委員からの意見

- ・市町村の対応要領の作成は努力義務であり、自治体の地域の実情に合わせて作成する必要がある。まずは作成する方針を示すことで良いのではないかと。
- ・障害者が差別を受けていることを訴える窓口は差別を受けたと感じた先の窓口。障害者差別解消支援協議会は、障害者が差別を受けたことを発信、協議できる場であり、地域で起こっている差別のような案件、意図しないで差別をしてしまったことを協議する場である。問題解決の場ということではない。

(4) その他

事務局より市の事業について次のとおり説明。

- ・優先調達制度が平成 25 年度から始まっており、この制度は障害者就労施設等の受注の機会を確保するために地方公共団体が優先的に物品や役務を提供するものであることを説明。平成 26 年度の目標調達額は 120 万円、実績額は 144 万 8,902 円であったことを報告。また、今年度中に製品を掲載したリーフレットが完成する予定であり、これを使い制度の周知を行っていくことも報告。
- ・平成 26 年度より市内の児童通所支援事業所（発達支援事業、放課後等デイサービスを提供する事業所）が増えたことに伴い、情報共有、交流の場として児童通所支援事業所連絡会が設置されたことを報告。平成 27 年 9 月 28 日に第 1 回の連絡会を開催した旨を伝える。